

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (")	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (6件) (")	1
入札公告	
○一般競争入札 (高知県警察本部情報管理システム用無停電電源装置の借入れ) の公告 (警察本部会計課)	8
○一般競争入札 (令和7年度土佐NET端末等の借入れ) の公告 (")	9

告 示	

高知県告示第308号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

- 令和7年4月15日
高知県知事 濱田 省司
- 解除に係る保安林の所在場所
安芸市赤野字千足南甲3099の10、甲3099の11
 - 保安林として指定された目的
魚つき
 - 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第309号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

- 令和7年4月15日
高知県知事 濱田 省司
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町見ノ越字カシガタヲ1684から1700まで、1702

から1713まで、字スモヲバ1714から1719まで、1721から1728まで、1730から1739まで、字ナカダイ2313から2316まで、2317の1、2317の2、2318の1、2318の2、2319の1、2319の2、2320の1、2320の2、2321、2322の1、2322の2、2323、2324、字ヲマンガナロ1770、1773、1775、1776、1778、1782から1789まで、1791から1796まで、1799、1800、1801の1、1801の2、1802、1803の1から1803の4まで、1804の1、1804の2、字黒見1744から1747まで、1756、1757、1759、1761、1766、字山ノ後口2361、2367、2369、2370、2372、2378から2380まで、字子ザサ2325、2328、2334から2336まで、2338、2339、2340の1から2340の3まで、2341、2342、2344、2348、字西コヲナロ2304、2306から2312まで、字西山口2288、2289の1、2289の2、2290から2292まで、2293の1、2293の2、2294、2295、2297、2298、2299の1、2299の2、2300の1、2300の2、2301、2302の1、2302の2、字西吹佐古2100、2102から2106まで、2109、2111、2113、2118から2120まで、2124から2128まで、2129の1、2129の2、2130から2138まで、2140、2141、2143から2145まで、2148、字大潰1841、1842、1843の1、1843の2、1844の1、1844の2、1845の1、1845の2、1846の1、1846の2、1847から1851まで、字登立2349、2350、2351の1から2351の3まで、2352の1、2352の2、2353から2360まで、字東木屋2241から2248まで、2255、2256、2261から2266まで、2269、2271から2273まで、2275、2276、2278の1、2278の2、字木ノ子尻1825、1828、1831、1834から1840まで、字龍ガ水2219、2230、2238、日浦字サセブ1992、1993、1995、1996、1999の1、1999の2、2000の1、2000の2、2003から2007まで、字シモカゲバタ1959、1960、字ノドロ1409、1410、1415、1417、字ハチヤスバ1924から1929まで、1935、字ビヨブ1422から1425まで、1427、1429、1431、1433、1435から1439まで、字マキヲ1399から1402まで、1404から1406まで、1408、字マツガサコ1961から1964まで、1969、1972、1973、字ヲクヤシキ2226から2230まで、字ヲソバ2039から2041まで、2043から2045まで、2046の1、2046の2、2047から2053まで、2057から2064まで、2066の1、2066の2、2068、2070から2072まで、2074、2075、字下立板2008、2011、2012、2013の1、2013の2、2014から2017まで、2019、字柿ノ木1338、1339の1から1339の4まで、1340、1342から1344まで、1349の1、1349の2、1350の1、1350の2、1351、1352の1、1352の2、1353、1354の1、1354の2、字戸名2123から2125まで、2127、2128、2129の1から2129の3まで、字孝ナロ1337の1、1337の2、1355の1、1355の2、1356の1、1356の2、1357の1、1357の2、1358の1、1358の2、1359、1360の1、1360の2、1361の1、1361の2、1362の1、1362の2、1363の1、1363の2、1364の1、1364の2、字行畠1386、1387、1391、1392、1397、字上マツガサコ1936から1942まで、1946から1949まで、

1951から1956まで、1958、字上立板2020、2022から2025まで、2029、2030、字生栗ノ上2139から2141まで、2147、2150、2152、2157から2159まで、2161、2162、2165の1、2165の2、2166、2167、2169、2170、2174、2175、字青ツシ1365、字大石ノ元1440、1442から1450まで、字中ヲソバ2076から2084まで、2085の1、2085の2、2086から2090まで、2091の1、2091の2、字田本組中ヲソバ2092、2093、2094の1から2094の3まで、2095から2099まで、字東山口1366から1370まで、1374、1376から1379まで、1383、1384、字鈴山2032から2035まで、2036の1、2036の2、2037、2038の1、2038の2、楮原字シレイガナロ1169、1170、1171の1、1171の2、1172、1182、1186から1188まで、1189の1、1189の2、1190から1192まで、字タチクイ1194、1195、1197、1199、1201、1202の1、1202の2、1203から1209まで、字クロクロ1132から1135まで、1137から1145まで、1148、1150、1152から1158まで、1160から1165まで、1167、1168、字栗林1238、1239、1241、1242、1244から1248まで、1251から1256まで、1263、1264、1266、1268から1278まで、1280、1281、1282の1、1282の2、1283、1286、1289の1から1289の3まで、1290、1291、字枝潰892の1、892の2、893から902まで、904から911まで、916から920まで、字小松1294、1295、1297から1306まで、1307の1、1307の2、1308から1313まで、1315から1317まで、1319から1321まで、字西ナル山935から938まで、940から954まで、956、957、960から966まで、字中ウド1102から1109まで、1110の1、1110の2、1111から1116まで、1118から1120まで、1121の1、1121の2、1122から1131まで、字東ナル山967から970まで、972、973、975から978まで、980から984まで

- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第310号

令和7年1月高知県告示第14号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

- 令和7年4月15日
高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1552番地 イ 氏名 伊藤 正久 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬87番屋敷 イ 氏名 伊藤 鉄次 (3)ア 登記簿記載の住所 高知市中久万292番地14 イ 氏名 伊藤 秀誠 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市中万々96番地27 イ 氏名 伊藤 茂富 (5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬618番地 イ 氏名 浜田 悦穂 (6)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区千歳台二丁目46番9号 イ 氏名 浜田 圭郎 (7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬612番地 イ 氏名 濱田 綾子 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町勝賀瀬4582番地 イ 氏名 伊藤 功 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1552番地 イ 氏名 浜田 正久 (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町勝賀瀬4582番地 イ 氏名 伊藤 静 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬1545番地 イ 氏名 伊藤 栄太郎	(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬1545番地 イ 氏名 伊藤 貞 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬103番屋敷 イ 氏名 伊東 祐馬 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1429番地 イ 氏名 伊東 祐久 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野北町三丁目8番13号 セジュールAZON O・A棟102 イ 氏名 阿佐 由香 (16)ア 登記簿記載の住所 東京都中野区丸山一丁目9番8号 イ 氏名 大木 佳代子 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬 イ 氏名 伊東 利太郎 (18)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲1382番地2 イ 氏名 伊東 志津雄 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬155番屋敷 イ 氏名 高橋 金太郎 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3056番地い イ 氏名 弘田 只須 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1418番地 イ 氏名 高橋 正雄 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1547番地1 イ 氏名 伊藤 功	(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1547番地2 イ 氏名 伊藤 功 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1059番地12 イ 氏名 藤村 眞智子 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字勝賀瀬山3604の2、3604の14から 3604の46まで、3604の52から3604の64まで、3604の69から 3604の81まで、3604の90から3604の96まで、3605の2、3605 の4、3605の5、3606の1、3606の3、3607の1から3607の 4まで、3611の7、3611の8、3611の15、3611の16 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第311号 令和7年1月高知県告示第16号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林 法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年4月15日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江 イ 氏名 筒井 徳治 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江 イ 氏名 田岡 浅次 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3724番地 イ 氏名 川村 寅之助 (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙4108番地 イ 氏名 筒井 盛栄
---	--	--

(5)ア	登記簿記載の住所 吾川郡いの町上八川古江	イ	高知市神田1433番地20	イ	吾川郡いの町上八川上分字ウエトチ9814、9815、9817、9818、字エボシ9719、字カマリノ森9624、9625の1、9625の3、字コヲ子ン9820、9821、字シノベガタニ9724、9725、字スゲノクボ9649、9661、9662の1、9662の2、9663の1、9663の2、9664、9665、9668から9675まで、9678、9681、9684、字トチダニ9858、9861から9863まで、字ヤゲンザコ9808、9809の1、9809の2、字ヲゴシ9811、9812、字ヲゴシガモリ9813、字岩屋峪9685、9688、9691から9694まで、9698から9700まで、9703、9704、9705の1から9705の5まで、字大隅9717、9718、字樽ノ上9707、9708、9710、9713から9715まで、字八子ヅリ2872
イ	氏名 西内 清次		氏名 隅田 輝寿		(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(6)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙3376番地	(17)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1419番地	イ	(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
イ	氏名 和田 恒幸	イ	氏名 植木 近浪		
(7)ア	登記簿記載の住所 安芸市宝永町472番地1 ピースハウスM302号	(18)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3453番地	イ	
イ	氏名 嶋崎 雄史	イ	氏名 川村 金次		
(8)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川丙4108番地	(19)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江29番屋敷	イ	
イ	氏名 筒井 信之	イ	氏名 西内 久松		
(9)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1824番地	(20)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江2番屋敷	イ	
イ	氏名 山内 隆喜	イ	氏名 筒井 養助		
(10)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙2558番地	(21)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江43番屋敷	イ	
イ	氏名 筒井 福満	イ	氏名 和田 朋之		
(11)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1390番地	(22)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3471番地	イ	
イ	氏名 植木 久万次	イ	氏名 和田 朋之		
(12)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷	(23)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3015番地	イ	
イ	氏名 植木 勢喜	イ	氏名 高橋 福太郎		
(13)ア	登記簿記載の住所 神戸市葺合区旗塚通一丁目11番地	(24)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川上分1445番地	イ	
イ	氏名 筒井 善寛	イ	氏名 八所川内神社		
(14)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1980番地	(25)ア	登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙2445番地	イ	
イ	氏名 田岡 満子	イ	氏名 筒井 初瀬		
(15)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1980番地	(26)ア	登記簿記載の住所 高知市八百屋838番地	イ	
イ	氏名 田岡 清隆	イ	氏名 小松 牛次		
(16)ア	登記簿記載の住所	2	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨	イ	
		(1)	指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	イ	森岡 忠利

(6)ア 登記簿記載の住所 東京都目黒区中目黒二丁目3番2号 イ 氏名 平石 守 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2492番地 イ 氏名 大川口 里野 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1946番地 イ 氏名 森岡 満 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町山室耕391番地 イ 氏名 西森 繁益 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地 イ 氏名 岡村 知則 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕753番地 イ 氏名 岡村 豊延 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1932番地4 イ 氏名 岡村 一重 (13)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市津之江町二丁目12番32号 イ 氏名 田丸 和野 (14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地 イ 氏名 岡村 勢喜 (15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2039番地 イ 氏名 岡村 直隆 (16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕904番地 イ 氏名 岡村 則顕 (17)ア 登記簿記載の住所	高岡郡越知町佐之国耕2546番地 イ 氏名 岡本 光男 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町佐之国耕1696番地 イ 氏名 山下 宏 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙2164番地 イ 氏名 岡本 元衛 (20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村佐之国耕1795番地 イ 氏名 山下 保 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2493番地 イ 氏名 松岡 美和 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川耕906番地 イ 氏名 岡村 武善 (23)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙4003番地 イ 氏名 竹内 知賀子 (24)ア 登記簿記載の住所 高知市石立町23番地4 イ 氏名 西森 好明 (25)ア 登記簿記載の住所 高知市石立町23番地4 イ 氏名 西森 美佐恵 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町佐之国字灰首4515、4516、4519、字祈禱畝3929から3932まで、字銀平ヶ内4471、4473、4474の1、4474の2、4475、字穴ノ峠3964の1、3964の2、3965の1、3965の2、3966の1、3966の2、3967の1、3967の2、3968、3969、3970の1、3970の2、3971の1、3971の2、字上エダバ3972、3973、字上エ子ワラビ5048から5061まで、字大迫3984、3987から3990まで、3992、3993、3998から4000まで、字畑頭3917、3918、字茂亘臼鳴4477、4479から4486まで、字	木戸ノ本3939、3940、字子ハラビ畝5047の1、5047の2 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第313号 令和7年1月高知県告示第58号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を佐川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年4月15日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 兼太郎 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 喜六 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村古畑耕280番地 イ 氏名 岡村 春 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 米次 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 金次 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 初太郎 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 和田 亀太郎 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村
---	---	--

イ 氏名 和田 徳次郎 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 西森 丑之助 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村古畑耕484番地 イ 氏名 西森 佐津 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 西森 弥平 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町丙3722番地 イ 氏名 傍士 留子 (13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町庄田414番地 2 イ 氏名 西川 隆 (14)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市高松町1447番地38 イ 氏名 西森 靖徳 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市西新屋敷100番地 6 イ 氏名 森本 三郎 (16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町西組833番地 イ 氏名 田村 勇 (17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙2465番地 1 イ 氏名 三宮 美代子 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村264番屋敷 イ 氏名 西森 秀利 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町永野2313番地 イ 氏名	明神 勇喜 (20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷1485番地 5 イ 氏名 野村 兼雄 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村297番屋敷 イ 氏名 西森 達次 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 西村 弥平 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 和田 喜蔵 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町川渡333番地 5 川渡教職員住宅 5 号 イ 氏名 寺川 顕 (25)ア 登記簿記載の住所 須崎市浜町二丁目 4 番20号 イ 氏名 山崎 凱彦 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横畠東226番地 イ 氏名 西森 康子 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村松ノ木38番屋敷 イ 氏名 西森 達次 (28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 和田 惣七 (29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 和田 梅次 (30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 和田 伊之平	(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 山本 伝右衛門 (32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 初次 (33)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 吉弥 (34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 達次 (35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町古畑耕210番地 イ 氏名 岡村 柳作 (36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 音次 (37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 西森 喜造 (38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 西村 福太郎 (39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 卯太郎 (40)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 岡村 銀太郎 (41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町 イ 氏名 西森 音次 (42)ア 登記簿記載の住所
---	--	---

イ	高岡郡佐川町	イ	高知市瀬戸東町三丁目123番地	イ	1899の3から1899の8まで、字赤ツエ3169の1から3169の4まで、3170、3171、3172の1から3172の3まで、3173、3174の1、3174の2、3175の1から3175の3まで、字中ノ谷1919の1から1919の5まで、1921の1、1921の2、1922の1から1922の3まで、3187、3188の1から3188の3まで、字二本国3064の1から3064の3まで、3065の1、3065の2、3066の1、3066の2、3067の1から3067の3まで、3068、3069、3074、3075、3076の1、3076の2、3077の1、3077の2、3078、3079の1、3079の2、3080、字入道1894の1、1894の3から1894の6まで、1894の8から1894の10まで、3150、字墓ヶ谷1909の1、1915の1、1915の2、3176の1、3176の2、字六ツデ3160の1から3160の3まで、3161から3163まで、3165の1、3167の1から3167の4まで、3168の1から3168の3まで
	氏名		氏名		(2) 保安林として指定された目的
	岡村 寅次		松岡 勇一		水源の涵養
	(43)ア 登記簿記載の住所		(54)ア 登記簿記載の住所		(3) 変更後の指定施業要件
	高岡郡佐川町		須崎市裏ノ内塩間68番地		立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
	イ		イ		高知県告示第314号
	氏名		氏名		令和7年1月高知県告示第59号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明分であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を佐川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
	岡村 初太郎		塩出 繁		令和7年4月15日
	(44)ア 登記簿記載の住所		2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨		高知県知事 濱田 省司
	高岡郡佐川町		(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所		1 所在不明分の森林所有者
イ	氏名	イ	高岡郡佐川町古畑イナイ3124の1から3124の3まで、3125から3127まで、字イナイ山1857の1から1857の3まで、1859、3113の1から3113の6まで、字カラ川口1971の1から1971の6まで、3220の1から3220の6まで、字キレタヲ1891の1、1891の4、1891の6から1891の12まで、1892の1から1892の3まで、1893、3136の1、3136の2、3137から3139まで、字クシダキ3106の1から3106の3まで、3107から3111まで、3112の1、3112の2、字シテカナノ1967、1968の1、1968の2、1969、1970、3208の1、3209の1、3210の1、3211、3214の1から3214の7まで、字シラクヅレ1976の1から1976の5まで、字シラザレ3081、3082、3087から3089まで、字シリダカ1918の1から1918の5まで、3179の1、3179の2、3180の1、3180の2、3181の1から3181の3まで、3182、3183、3184の1、3184の2、3185の1、3185の2、字タカノス1901の1から1901の4まで、1901の6、1901の7、1905（次の図に示す部分に限る。）、1906の1、1906の3、1906の4、3152、3153、3157、字トイノクチ3140、3141の1から3141の3まで、3141の5、3141の6、3142、3143、字ナベラ谷1931の1から1931の4まで、1931の6、1931の7、3200から3203まで、字ハリメギオコ1981の1、1981の3、1981の4、1982の2から1982の6まで、字マキノ谷1916の1、1917の1から1917の5まで、3177、3178、字マツ畝1980の1から1980の3まで、1980の5、1980の7、1980の10、3227、字モエモンガマ3130の1から3130の8まで、字ワカガヘナ1900の1、1900の2、1900の9、1900の18、3151、字ワンドヲ1856の1、1856の2、3091、3092、3095、3096、3098、3099、3101、3102、3104、字ヲゝスミ1983の1、1983の4、1983の5、1984の2から1984の5まで、1985の1、1985の5、3231の1、3231の2、3232の1から3232の4まで、字御用谷3192の1から3192の4まで、字御蔵ヶ谷1923の1、1923の2、3198、字三本松1974の1、1974の2、3223の1から3223の3まで、字子デレキ1934の1、1934の2、3204の1、3204の2、3204の3、3205、3206、3207の1から3207の3まで、字十郎1907の1、1907の2、1908、3159、字上ハ岸3215から3217まで、字水ハ女1896の1、1896の2、1896の5、1896の6、1896の9、1896の10、1898の2、1899の1、		(5)ア 登記簿記載の住所
	和田 作吾		高岡郡佐川町古畑イナイ3124の1から3124の3まで、3125から3127まで、字イナイ山1857の1から1857の3まで、1859、3113の1から3113の6まで、字カラ川口1971の1から1971の6まで、3220の1から3220の6まで、字キレタヲ1891の1、1891の4、1891の6から1891の12まで、1892の1から1892の3まで、1893、3136の1、3136の2、3137から3139まで、字クシダキ3106の1から3106の3まで、3107から3111まで、3112の1、3112の2、字シテカナノ1967、1968の1、1968の2、1969、1970、3208の1、3209の1、3210の1、3211、3214の1から3214の7まで、字シラクヅレ1976の1から1976の5まで、字シラザレ3081、3082、3087から3089まで、字シリダカ1918の1から1918の5まで、3179の1、3179の2、3180の1、3180の2、3181の1から3181の3まで、3182、3183、3184の1、3184の2、3185の1、3185の2、字タカノス1901の1から1901の4まで、1901の6、1901の7、1905（次の図に示す部分に限る。）、1906の1、1906の3、1906の4、3152、3153、3157、字トイノクチ3140、3141の1から3141の3まで、3141の5、3141の6、3142、3143、字ナベラ谷1931の1から1931の4まで、1931の6、1931の7、3200から3203まで、字ハリメギオコ1981の1、1981の3、1981の4、1982の2から1982の6まで、字マキノ谷1916の1、1917の1から1917の5まで、3177、3178、字マツ畝1980の1から1980の3まで、1980の5、1980の7、1980の10、3227、字モエモンガマ3130の1から3130の8まで、字ワカガヘナ1900の1、1900の2、1900の9、1900の18、3151、字ワンドヲ1856の1、1856の2、3091、3092、3095、3096、3098、3099、3101、3102、3104、字ヲゝスミ1983の1、1983の4、1983の5、1984の2から1984の5まで、1985の1、1985の5、3231の1、3231の2、3232の1から3232の4まで、字御用谷3192の1から3192の4まで、字御蔵ヶ谷1923の1、1923の2、3198、字三本松1974の1、1974の2、3223の1から3223の3まで、字子デレキ1934の1、1934の2、3204の1、3204の2、3204の3、3205、3206、3207の1から3207の3まで、字十郎1907の1、1907の2、1908、3159、字上ハ岸3215から3217まで、字水ハ女1896の1、1896の2、1896の5、1896の6、1896の9、1896の10、1898の2、1899の1、		
	(45)ア 登記簿記載の住所		高岡郡佐川町峰耕506番地		
	高岡郡佐川町峰耕506番地				
	イ				
	氏名				
	山本 喜馬太郎				
	(46)ア 登記簿記載の住所				
	高岡郡佐川町古畑耕481番地				
イ	氏名	イ			
	和田 寿温				
	(47)ア 登記簿記載の住所				
	高岡郡佐川町古畑36番屋敷				
	イ				
	氏名				
	山本 茂利次				
	(48)ア 登記簿記載の住所				
	京都府長岡京市高台三丁目10番地 1				
	イ				
イ	氏名	イ			
	片岡 隆				
	(49)ア 登記簿記載の住所				
	高岡郡佐川町中組836番地				
	イ				
	氏名				
	邑田 広光				
	(50)ア 登記簿記載の住所				
	高岡郡佐川町中組836番地				
	イ				
イ	氏名	イ			
	邑田 梅子				
	(51)ア 登記簿記載の住所				
	高知市福井町1455番地		シャーメゾン・ブランB棟		
	102				
	イ				
	氏名				
	明神 直也				
	(52)ア 登記簿記載の住所				
	高知市福井町1455番地				
イ	氏名	イ			
	明神 直也				
	(53)ア 登記簿記載の住所				

	高岡郡佐川町峰耕554番地	イ	氏名		ヲ2395、2397、2398、字スミサレ1868の1、1868の3、1868
イ	氏名		西森 愛治		の4、1869、字トヲノ西1768の1から1768の5まで、1769の
(6)ア	登記簿記載の住所	(17)ア	登記簿記載の住所		1、1769の2、1770から1772まで、1773の1、1773の3から
	高岡郡佐川町峰耕465番地		高岡郡佐川町峰耕562番地		1773の9まで、1776の1、1776の2、1776の4、1776の5、
イ	氏名	イ	氏名		1777の2、1777の3、字奥畑1866の1から1866の6まで、
	西森 小市	(18)ア	登記簿記載の住所		1866の8から1866の15まで、1867の1から1867の3まで、
(7)ア	登記簿記載の住所		吾川郡仁淀川町長者丁1420番地		1867の5、1867の7から1867の11まで、1867の14から1867の
	高岡郡佐川町峰耕499番地	イ	氏名		19まで、字横畑2474の1、2474の2、2475の1、2475の2、
イ	氏名		中越 豊		2477の1、2477の2、2478の1、2478の2、2479の1、2479
	山本 忠孝	(19)ア	登記簿記載の住所		の2、2480の1、2480の2、2482の1、2482の2、字横野
(8)ア	登記簿記載の住所		高岡郡佐川町392番屋敷		1743、1747、1748、1750、1752、2399、2400、2402の1から
	高岡郡佐川町峰耕747番地	イ	氏名		2402の9まで、字西峯1711の1から1711の3まで、1736の
イ	氏名		山本 久吉		1、1736の4、2368、2369、2373、2374の1から2374の3ま
(9)ア	登記簿記載の住所	(20)ア	登記簿記載の住所		で、2375、2376、2378、2379、2381、2384から2387まで、
	高岡郡佐川町乙1933番地 1		高岡郡越知町越知甲1951番地		2390、2392、2393の1、2393の2、2394、字大ヌタ1861の1
イ	氏名	イ	氏名		から1861の3まで、1863の1、1863の2、1864の1、1864の
	西森 保	(21)ア	登記簿記載の住所		2、1864の4、1864の5、1865の1、1865の2、2472の1か
(10)ア	登記簿記載の住所		大阪市東淀川区西三国町二丁目77番地		ら2472の3まで、2473の1、2473の2、字大谷2488、2489の
	宿毛市宿毛2818番地	イ	氏名		1、2489の2、2490の1、2490の2
イ	氏名		山崎 国友	(2) 保安林として指定された目的	
	西森 保	(22)ア	登記簿記載の住所	水源の涵養	
(11)ア	登記簿記載の住所		高岡郡佐川町峰耕547番地	(3) 変更後の指定施業要件	
	高岡郡佐川町乙1839番地	イ	氏名	立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・	
イ	氏名		西森 義亀	期間及び樹種について	
(12)ア	登記簿記載の住所	(23)ア	登記簿記載の住所	高知県告示第315号	
	高岡郡越知町佐之国耕1224番地		高岡郡越知町越知甲2493番地	令和7年1月高知県告示第60号で告示した指定施業要件の変更	
イ	氏名	イ	氏名	予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林	
	中村 務		松岡 美和	法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定	
(13)ア	登記簿記載の住所	(24)ア	登記簿記載の住所	施業要件を変更する予定の通知の内容を越知町役場に掲示すると	
	高岡郡越知町佐之国耕1713番地		高岡郡佐川町乙1865番地 1	ともに、次のとおりその要旨を告示する。	
イ	氏名	イ	氏名	令和7年4月15日	
	大川口 佐好		須内 和章	高知県知事 濱田 省司	
(14)ア	登記簿記載の住所	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨			
	高岡郡越知町越知甲2006番地	(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所			
イ	氏名		高岡郡佐川町峯字アラ井バ2449から2455まで、2457の1から		
	小田 孝一		2457の3まで、字キレタヲ1779の1、1779の2、1780の1		
(15)ア	登記簿記載の住所		から1780の5まで、2406の1、2406の2、2407の1から2407		
	大阪府松原市阿保町480番地		の4まで、2408の1から2408の3まで、2410の1、2410の		
イ	氏名		2、2412、2413、2415、2416、2418、2422、2424、2425、字		
	岡本 晃		クロヲ2483、2484、2485の1から2485の3まで、2486の1から		
(16)ア	登記簿記載の住所		2486の3まで、字コヌタ1790の1から1790の6まで、1791		
	高岡郡佐川町峰耕627番地		の1、1791の3、1791の4、1792の1、1792の3、1793の1		
			から1793の3まで、1794の1から1794の4まで、字シユルソ		

号外第34号	(4)ア	登記簿記載の住所 高岡郡越知町横畠北2457番地	高岡郡佐川町乙1914番地 4	金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	イ	氏名 大原 栄男	イ 氏名 岡林 延幸	
	(5)ア	登記簿記載の住所 大阪府八尾市末広町一丁目 4 番22号	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町横畠北字テング石3778の1、字テング石ノ下3780の1、字黒森3734、字黒森下3733、字黒森神社ノ東3736、字黒森絶頂3202の2、3202の3、字山ノ神3742、3743の1から3743の3まで、3744の1、3744の2、3745、3747の1、3747の2、字上ウド3439、字西イカノウチ3438、字西ウド3781、字西ノイ子ガクボ3739の1、字西兼光3203、3205、3206、字西小越3794、3795、字中ノイ子ガクボ3740の1、3740の2、3741の1、3741の2、字東ノイ子ガクボ3775の1から3775の5まで、3775の7、3775の9、字南エダツエ3802、字南ヲモソラ3784、字南石スルキ3776の1、3776の4、字北エダツエ3803、3804、字北ノイ子ガクボ3737の1、字北黒松畦3441、3442、字北石スルキ3777、字脇差タヲ3729、3730、字脇差タヲ北3731の1、3731の2、3732、鎌井田清助字尻ナシ畝1204から1209まで、1211、1212、1214、1216、1217、1220、横畠北字西小越3793の1	
	イ	氏名 大原 治雄	(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養	
	(6)ア	登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠北2403番地	(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	
	イ	氏名 大原 徳弥	----- 入 札 公 告 -----	
	(7)ア	登記簿記載の住所 千葉県柏市新富町一丁目 2 番28－105号	政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年4月15日 高知県警察本部長 岩田 康弘	
	イ	氏名 名越 大起	1 入札に付する事項 (1) 借入物品の名称及び数量 高知県警察本部情報管理システム用無停電電源装置 一式	
	(8)ア	登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠北2765番地	(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。	
	イ	氏名 山本 乙吉	(3) 借入物品の借入期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日まで	
	(9)ア	登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1481番地 2	(4) 借入物品の借入場所 高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所	
	イ	氏名 岡林 明宏	(5) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。	
	(10)ア	登記簿記載の住所 高岡郡越知町鎌井田清助150番地	イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該	
	イ	氏名 大原 重作		
	(11)ア	登記簿記載の住所 高知市鴨部二丁目14番15号		
	イ	氏名 中山 登		
	(12)ア	登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠北3044番地イ		
	イ	氏名 小田 忠		
	(13)ア	登記簿記載の住所 高岡郡越知町鎌井田清助156番地		
	イ	氏名 岡林 真作		
	(14)ア	登記簿記載の住所 高岡郡越知町片岡1204番地 3		
	イ	氏名 越知町明治農業協同組合		
	(15)ア	登記簿記載の住所		

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780－8544
高知市丸ノ内二丁目 4 番30号
高知県警察本部警務部会計課用度係
電話番号088－826－0110（内線2252）
- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月15日（火）から同年5月16日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。 （3） 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和7年6月11日（水）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年6月10日（火）午後5時までに（1）の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部1階102会議室 4 その他 （1） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 （2） 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 （3） 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和7年5月16日午後5時までに3の（1）の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 （4） 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （5） 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 （6） 手続における交渉の有無 無 （7） 契約書作成の要否 要	（8） 資格審査に関する事項 2の（2）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年5月9日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 （9） 関連情報を入手するための照会窓口 3の（1）に同じ。 （10） 詳細は、入札説明書による。 5 Summary （1） Nature and quantity of the products to be leased: Uninterruptible power supply for information Control System, Kochi Prefectural Police Headquarters 1 set （2） Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 16 May 2025 （3） Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 11 June 2025 （4） Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 10 June 2025 （5） Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252) （6） Others: As in the tender documentation ~~~~~ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年4月15日 高知県警察本部長 岩田 康弘 1 入札に付する事項 （1） 借入物品の名称及び数量 令和7年度土佐NET端末等 一式 （2） 借入物品の特質等 入札説明書による。 （3） 借入物品の借入期間	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで （4） 借入物品の借入場所 高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所 （5） 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の（3）により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 （2） 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 （3） この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 （4） 4の（3）によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の（9）に該当しない者であること。 （5） 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 （6） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （7） （1）から（6）までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。 3 契約条項を示す場所等
---	--	--

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252） (2) 入札説明書の交付方法 令和7年4月15日（火）から同年5月19日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 (3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和7年6月11日（水）午後2時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年6月10日（火）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部1階102会議室 4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和7年5月19日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定	により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 (6) 手続における交渉の有無 無 (7) 契約書作成の要否 要 (8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年5月9日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Characteristics and quantity of the products to be leased: Tosa-NET System Terminals (General purpose notebook PCs and other equipment) 1 set (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 19 May 2025 (3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Wednesday 11 June 2025 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 10 June 2025 (5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252) (6) Others: As in the tender documentation	
---	---	--